別に予算の執行状況につい

まず才入面から見てみまし

五%が一定の方式により算

報 も か

No.

昭

和

40年11月25日現在

総人口11,535人 男5,449人 女6,086人

世帯数 3,246 戸



算です◇

農業構造改善事業の関係予

# 年々ふく

わ

が

町

の

财

政

事

情

れる予

算

規

模

0

日

昭和40年度上半期

業費としては災害復旧事業 予算には経常的な経費と事 もあつて当初 長選挙の関係 ◇今年は町

般会計=一億二千九百五十 三千八百七十六万九千円も 干九十七万八千円で総額二 七十五万七千円特別会計四 は一般会計で一億五千九百 四万二千円、特別会計予算 ふえています。以下各会計 億七十三万五千円となって 会計)四千九十二万八千円 一億七千四十七万円(內一 おり前年度同期にくらべて で九月末日現在の予算額 へと畜場、 ことしの当初予算は終額 上水道、国保三

て述べることにいたします

当初予算の編成に当っては 費については一応年間予算 四月の町長選挙を控へてい た関係もあって経常的な経

経費に重点をおきました◇

◇補正予算の主なものは

業関係予算と例年執行して については町長選挙後に計 は公共土木施設災害復旧事 を組み事業費関係について ものです。以下才入才出に たので本事業の補正が主な より実施の段階になりまし す六月の補正予算では特に の安定」をかかげておりま しては「産業基盤の整備」 上する方針で、重点目標と いる事業にしばり新規事業 ついて分析して見ましょう 農業構造改善事業が本年度 「教育施設の充実」「民生

会

千六百六十 月末日現在 万七千円の予算額に対し九 っております。 算に対し五四%の収入にな て述べてみますと次のよう とにして主なるものについ ては次表をみていただくと になります。 総額一億五千九百七十五 六万四千円で予 の収入済額は八 細部につい

先づ町民の皆様方から納め 得税、法人税、酒税の二九 税方式が本文方式となった 地方交付税は国が援助して 度から税法の改正により課 くれるお金で国税である所 滅税となり全体の十六%を 前年度に比べ五十五万円の 収があったにもかかはらず 為所得の向上に伴う自然増 ていただく しめています。 町税ですが本年

九月末予算総額二億七十三万円

の繰入金二百二十六万円、 八十三万六千円、基金から 円、使用料及び手数料二百 この外諸収入五百九万七千 であります。 万円分担金二十四万三千円 前年度からの繰越金百五十

めて補助金の形で町に交付 や県から夫々使いみちを定 国庫支出金、県支出金は国 増が見込まれています。 年度より千三百万円程度の 定されて交付される金で前 挙の補助金等の為増となっ 年度は農業構造改善事業の されるお金でありますが本 ています。 旧費等の補助金や例年にな 補助金、 い国勢調査や参議院議員選 米丸橋等の災害復

みましょう。

について見て

す。 債その他であり全体の四、 財産収入は竹木売払代金、 六%を占めています。 四十五万円を見込んでいま もので九月末日現在で六百 ブルトーザ貸付料等が主な 減税補填債と災害復旧事業 てんするために設けられた った為国がこの減税分を補 でありますが町税が安くな 町債は国から借入れるお金

で総額一億五干九百七十五 三百八十四万一千円民生費 他二千八百九十五万一干円 の一千六十九万八千円その 十六万七千円労働費の一千 円災害復旧費の一千四百七 費の二千二百二十九万二千 万七千円の予算額となって 千九百五十七万八千円教育 おります。

補助金は国県から交付され 上った理由は農業構造改善 うとするものであります。 ありますが才入のところで 事業の補助金によるもので 農林水産業費が特に多額に る金を参加農家に交付しよ も申上げましたようにとの

、援助による依存財源という 百七十八万二千円で全体の 生みだす自己財源は四千三 一億一千五百九十七万五千 三%であり、あとの 七%は国や県の

ことになります。

二七、 円=七二、 次に才出の面

十三万円次いで総務費の二 農林水産業費の三千九百六 割合を示しているものは、 才出の面でもっとも大きな

別にみますと町民の自力で これらのお金を性質 才出予算の内訳と支出の状 なお九月末日現在における

とじると便利です

況は次の通りであります。

の赤字となっております。

差引、八万五千円

この会計の特徴は支出総額

特別会計の

三っの特別会

険特別会計、

上水道事業

業特別会計、

国民健康保

般会計の外に

と番場事

别

会

計がありますがこの三特別

◇上水道事業特別

会計の九月末日現在におけ

会計◇

る予算の執行状況は次の通

りです。

◇と畜場事業特別

会計◇

万七千円支出済額三十六万

ものは使用料であり才出の

もなく本会計の才入の主な

なっております。申すまで

給水戸数は一、二八八戸に

昭和四十年九月末日現在の

四月より給水が開始され、

上水道事業は昭和三十八年

七万九千円で収入額二十七

九月末日現在の予算総額七

運営に努力してまいりまし をとりながら健全な財政の 百三十五万七千円となって 十万七千円で差引収支三千 に対し支出済額五千五百三 額八千六百六十六万四千円 現在の予算の執行状況につ いで収入と支出のバランス おいては一時借入金もしな おり昭和四十年度上半期に いて申上げましたが収入済 ◇むすび◇

町有財産諸表及び町債等に

ませんので省略いたします がその後殆んど変動があり ついては前回公表しました

増や毎年受診率(医者にか 世帯員の七割給付も実施さ 昭和四十一年一月一日から 帯主の七割給付につづいて と協力をお願いします。 国民健康保険については世 すが町民のみなさんの理解 ては医療費の値上りによる れます。なお保険税につい ので今后増税も考へられま かる割合)が増加している

后とも一層の努力をはらい ではと殺頭数の増加による ことであります。才入の面 たいと思っております。 事業収入をふやすことに今 入金の償還金となっている の五三、一%に当る、 一万四千円がと場建設の借 四十

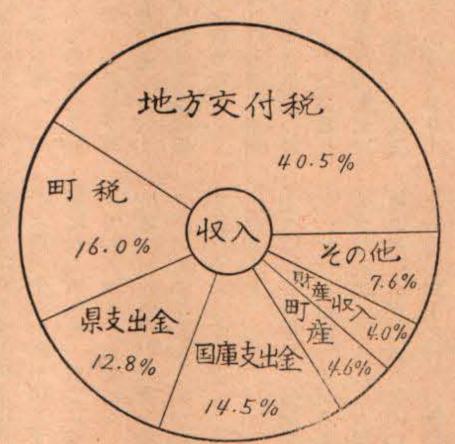
◇国民健康保険特

別会計

才出予算の内訳 (九月末現在)

農林水產業費、 総務 18.5% 出 教育 100% その他 12.8% 民生費 災害復旧費 9.2% 5.3% 8.7%

(九月末現在) 才入予算の内訳



の一般会計並びに三特別会 情の公表は敬遠され勝ちで しましたが<br />
一般的に財政事<br />
計の財政事情について記述 すがその内容は次頁表の通 りとなっております 主なものは公債費でありま

大編集したつもりです。 町民の責務でもあると思い ますので是非とも御一読下 さいまして町民総親和の体 かでとませるのでといい。 対象に更に一段の理解と御協

(才入予算の内訳と収入の状況) 単位千円

(7 山 丁 升	217115	文山られる	心)   早似十円
費目	九月末日		予算に対する 支出歩合(%)
農林水産業費	39.630		
総 務 費	29,578	13.530	45.7
教育費	22.292	8.029	36.0
災害復旧費	14.767	1,542	10.4
労 働 費	13,841	7,580	54.8
民生費	10.698	THE RESERVE OF THE PARTY OF THE	36.8
公 債 費	8.449	I LIEU TO AND	
土木費	5.944	1,676	28.2
議会費	5.792	2.629	
衛生費	4.328		
消防費	2,607	924	35.4
	1.531		32.9
商工費	300		0
計	159.757	55.307	34.62

(大出予管の内訳と支出の状況) 当位工四

And in case of the last of the			
費目	九月末日 予算現額	九月末日現在 収入 済額	予算に対する収入歩合
地方交付税町税	64.771 25.639	10.000	The second secon
県 支 出 金 国庫支 出 金	20,497 23,164	5.051	21.8
町 産 収 入 諸 収 入	7,300 6,450 5,097	1.543	23.9
使用料及び手数料繰入金	2.836 2.260	1.356 1.800	47.8 79.6
繰 超 分 担 金 及 び 負 担 金	1.500 243		
合 計	159.757	86.664	54.2

#### と畜事業特別会計 才入才出予算の執行状況 (九月末日現在) (単位千円)

TO SE	才				入			才			出
×	分		予 算 額	収入済額	予算に対する収入歩合	X		分	予 算 額	支出済額	予算に対する 支 出 歩 合
事業	収	(	778	277	35.6%	総	務	費	365	156	42.7%
財産	収り	1	1	0	0	公	債	費	414	206	49.8
	H		779	277	35.56		計		779	362	46.46

### 国民健康保険特別会計 才入才出予算の執行状況 (九月末日現在) (単位千円)

	才			入		才			出
X	分	予 算 額	収入済額	予算に対する 収入歩合	×	分	予 算 額	支出済額	予算に対する 支 出 歩 合
国民健康保	降稅	11,282	3,374	29.9%	総務	費	2,709	1.048	38.6%
一部負:	担金	50	0	0	保険給	付費	29.782	8.174	27.4
使用料及び	手数料	45	7	14.9	保健施	設 費	870	259	29.8
国庫支	出金	19.996	8,415	42.1	予 備	費	300	0	0
県 支 出	金	35							
財産の	又入	150							
繰 入	金	2.000	2,000						Y
諸 収	入	103	91	88.3		Roll.			
計		33,661	13,887	41.26	計		33,661	9.480	28.16

### 上水道事業特別会計 才入才出予算の執行状況 (九月末日現在) (単位千円)

オ				7.2		才			出		
X		分	予	算 額	収入済額	予算に対する収入歩合	X	分	予 算 額	支出済額	予算に対する 支 出 歩 合
使用料	斗及び	手数料		4.692	2,271	48,4%	総務	費	1,418	609	42.9%
繰	入	金		1.090	500	45,9	水道事	業費	498	283	56.8
繰	越	金	Th	300	812	270.7	公 債	費	4.129	2.068	50.1
諸	収	入		456	273	59.9	給水装	置費	493	341	69.2
	計			6,538	3,856	59.00	計		6.538	3.301	50.49

ば、社会生活はなりたたな ことから、はじめたいもの 先ず私達大人の姿勢を正す うに社会を明るくすること していえる人 この一言を を守らなければなりません いくためには、このルール 会の一員として、生活して いので、子ども達も地域社 このルールが守られなけれ のルールがあるわけです。 出ると、そこには社会生活 ではないでしょうか。 いい、かえすことがほんと の一言がはっきり声をだ 大人(親)達であるようです かし、そのような子どもに ないとよく言われます。し らない、しつけができてい の責任でなくて、むしろ、 してしまったのは、子ども とにかく一歩家から外に でくろうさん。 でめんなさい。 おかえり ありがとう。すみません 此頃の子どもは礼儀を知 お早よう。こんにちは。

## 間

……【十二月四日~十日】…

を記念して行事を展開し、 権週間は世界人権宣言が採 自分の権利を大事にすると また、これを広めようとす 人権尊重の考えを新たにし 択された日(十二月四日) 明るい住みよい社会をつく 同時に他人の権利を尊重し るものであります。お互に 律扶助制度の周知徹底とい ことしの人権週間の重点目 ることに努力しなければな 標は人権擁護委員制度と法 りません。 人権週間がきました。人

うことであります。

## ◎人権擁護委員とは

的人権が犯されることのな ある場合には、その救済の 本的人権を侵犯された人が いように監視し、もし、基 の委嘱によって国民の基本 ることをその使命としてい をとるとともに、常に自由 ためすみやかに適切な処置 人権思想の普及高揚に努め 人権擁護委員は法務大臣

市町村に一二五名おります ず他人の権利を無視して市 部には自己の責任を顧りみ ますます高揚され、 近時国民の自由人権思想は るものであり、現在県下の 人権尊重の理念が普及しつ 事例も少なくありません。 民生活の平和と秩序を乱す つありますが、まだなお一 体の損傷、その他公共の場 業の発展に伴い騒音、振動 における一部の者の法秩序 の問題、交通事犯による身 軽視の風潮ならびに近代企 とくに小暴力、少年非行

ばい煙、悪臭等の公害事件 ところであります。 上まことに寒心に堪えない 発していることは人権擁護 人権侵害が社会に家庭に多 には手段を選ばないという など、おのれの欲望のため

他人の権利を尊重し、自由 で明るい民主社会の実現に ては自己の責任を自覚して いっそう努力くださるとと 県民のみなさんにおかれ

生町上久徳二四五〇番地 介します。 相談ください。 ただちに人権擁護委員にご 人権が侵害された場合には 住所 本町の人権擁護委員を紹 鹿児島県姶良郡蒲

### ◎法律扶助制度とは

ます。 二条は「何人も裁判所にお が民主国家における法の理 下において平等であること を受ける権利を保障してい われない」と規定して裁判 念であり、日本国憲法第三 いて裁判を受ける権利を奪 貧富にかかわりなく法の

地や家屋の明渡し」「離婚 スがままあります。 泣き寝入りするというケー うことで資力なき正義者が 人」「傷害」「暴行」など 地境界の紛争」「交通事故 なるとお金がかかる」とい であるが故に「裁判ざたに の民事事件、 にともなう財産分与」「土 か行政事件について貧困者 による慰謝料」または ところが、現実では「土 刑事事件のほ

②鹿児島地方法務局人権

(辻下) 氏名 餅原正之 門家を頼む なことであ 民主社会に あるいは裁 て国がその しいが故に

られます。 の見込みが は「訴訟費用を支払う資力 がない者」 しかし、 法律扶助するの でしかも「勝訴 あるとき」に限

◎法律扶助の申し込み方法 は口頭(甲鑑所持)でつぎ の所にで相談ください。 扶助を受けようとする人

四七号

名瀬) 各支局 鹿児島市城山町一番十七号 知覧、川内、 鹿屋、

もに、もし、自己の基本的 くということは

費用を立て替え 判によって自己 ことができず、 弁護士等法律専 ることから、貧 おいて最も大切

あります。 するという もってこれらの人々を救済 ることができない人に対し の権利を主張し、または守 のがこの制度で

鹿児島支部 ①財団法人法律扶助協会 鹿児島市山下町一三番地 鹿児島県弁護士会

擁護課 ③鹿児島地方法務局(加 ④もよりの人権擁護委員

## 昭和四十年国勢調査 の結果について

十月一日の国勢調査にあたりましては皆さ んの御協力により無事終了いたしました 国勢調査による蒲生町の人口並 厚く御礼申し上げます 国勢調査以降の人口の推移は次のとおりで びにオー回

世帯数 口 三二六六戸 一一·O八九人 女 五九五人

人

あります

(注)後日総理府統計局で公表する数字とは異なる場合がある 国勢調査による人口の推移										
土			人人人人							
回	年次別	戸数	総数	-	-					
火1回	大正9年	2,374	11,363							
The second second	// 14年	and the state of			5,805					
才3 //	昭和5年	2,515	11,966	5,885	6,081					
才4 //	〃 10年	2,600	12,406	6,155	6,251					
才5 //	〃 15年		11,929							
才6 //	〃 22年	3,416	16,216	7,720	8,496					
为711	〃 25年	3,398	15,887	7,701	8,186					
岁8 //	〃 30年	3,409	15,049	7,348	7,701					
才9 //	〃 35年	3,501	13,444	6,407	7,037					
才10 //	〃 40年	3,266	11,089	5,185	5,904					